

## 指定居宅介護支援事業所 居宅介護支援センターあい運営規程

### (事業の目的)

第1条 有限会社いずみソーシャル・サポートが開設する「居宅介護支援センターあい」が行う指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために管理運営に関する事項を定め、事業者の介護支援専門員は、要介護状態または、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画を作成するとともに、居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、当該居宅要介護者等が介護保健施設の入所を要する場合には、介護保健施設への紹介その他の便宜の提供を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、サービスの提供に努めるものとする。

### (名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 居宅介護支援センターあい
- 2 所在地 徳島県板野郡藍住町東中富字北傍示 45 番地 5

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする。

- 管理者 1名
- 介護支援専門員 1名以上

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日～金曜日
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時まで

### (指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供は、次のとおり行うものとする。

- 1 利用者からの相談を受ける場所 相談室
- 2 使用する課題分析票の種類 居宅介護サービス計画ガイドライン
- 3 サービス担当会議の場所 相談室
- 4 介護支援専門員の居宅訪問頻度 2回/月 程度

(指定居宅介護支援の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援事業が法定代理受領サービスであるときは、無料とする。

また、次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。

(通常事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

板野郡、徳島市、鳴門市、牟岐町の区域とする。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 2 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 3 虐待の防止のための指針を整備する。
- 4 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 5 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 6 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に附する重要事項)

第9条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るための研修の機会を設け業務体制を整備する。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、有限会社いずみソーシャル・サポートと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則 この規定は、令和8年2月15日から施行する。